

令和元年 1 1 月
定例教育委員会会議

会 議 録

令和元年 1 1 月 2 5 日開催

会 議 録

開催日時	令和元年11月25日(月)			午後2時	開会
				午後2時49分	閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室				
出席者	教育長 及び委員	教育長 黒蕨 真一, 教育長職務代理者 本田 哲嗣, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保			
	事務局	説明員	学校教育部長 山川 俊巳 社会教育部長 大鷹 明 学校教育部次長 林上 敦裕 社会教育部次長 酒井 睦元 学校教育部次長 岩崎 昌美 中央図書館長 岡島 博行 学校教育部次長 石原 伸広 学校施設課長 三浦 雅仁 教職員担当課長 佐々木 康成		
	事務局	事務局員	教育政策課主幹 水野 泰子 教育政策課 上江 昌弘 同 星 由里夏		
傍 聴 者	0人				
公開・非公開の別	一部非公開				
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について ・議案第2号 旭川市図書館協議会委員の任命について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 (1) 令和元年第3回定例市議会の報告について (2) 旭川市立学校職員の懲戒処分について (3) 高台小学校における事故について (4) 東陽中学校における事故について (5) 庁用自動車による事故について 6 その他 7 閉会				

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>本日は、山崎委員から欠席する旨の届出があり、本日の出席委員は4名ですが、在任委員の過半数に達しており、会議は成立いたしておりますので、ただいまから、令和元年11月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>本日の議事に入ります前に、まず、私から御報告がございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項では、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されています。これにより、本年10月19日に、教育長職務代理者として教育委員会委員の中から本田委員を指名させていただきます。本田委員から恐縮ではございますが一言御挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>（本田教育長職務代理者挨拶）</p> <p>《会議録署名委員》</p>
本 田 委 員	<p>《 前 回 会 議 録 》</p> <p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p>
教 育 長	<p>《 前 回 会 議 録 》</p> <p>会議録ですが、令和元年9月定例教育委員会会議（令和元年9月2日開催）及び令和元年10月定例教育委員会会議（令和元年10月17日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認することとよろしいですか。</p>
各 教 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、令和元年9月定例教育委員会会議及び令和元年10月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」、議案第2号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（2）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」、報告事項（3）「高台小学校における事故について」、報告事項（4）「東陽中学校における事故について」及び報告事項（5）「庁用自動車による交通事故について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」、議案第2号「旭川市図書館協議会委員の任命につい</p>

て」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（2）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」、報告事項（3）「高台小学校における事故について」、報告事項（4）「東陽中学校における事故について」及び報告事項（5）「庁用自動車による交通事故について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

《 報告事項 》

教 育 長
学校教育部長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項（1）「令和元年第3回定例市議会の報告について」、報告願います。

会期は、9月10日から10月8日までの通算29日間でした。学校教育部に係る議案は「平成30年度旭川市一般会計決算の認定について」、「令和元年度旭川市一般会計補正予算について」及び「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について」でした。

最初に、第3回定例市議会前の9月6日、経済文教常任委員会にて公明党の高花委員から教職員の不祥事に関する質問がありました。7月に不祥事が発覚して間もない9月に再度の発覚があったことについて、再発防止に向けた取組についての質問でした。これまでの指導をより一層効果が現れるよう見直し、改善し、継続することはもとより、新たに校内委員会等の組織によって再発防止の強化に取り組む強い覚悟を示したところです。

議会開会后、補正予算等審査特別委員会の質疑が9月11、12日の2日間で行われました。

学校教育部は、新たな給食センターにおける学校給食配送委託料の債務負担行為の補正予算、共同調理所の名称を給食センターに改める等の条例改正を提出していたところでしたが、この2点に関する質疑はなかったところです。

学校教育部の議案ではありませんが、子育て支援部の高等学校等振興費に関わって、公明党のもんま委員より、私立高等学校の授業料の実質無償化に関するリーフレットの配付対応について、学校教育部に質問があり、文部科学省より直接学校に届いており、届き次第中学校3年生に配付していることをお知らせしました。

次に、一般質問が9月18日から20日までの3日間で行われました。質問者13名中、学校教育部には4名からの質問がございました。

無党派Gのひぐま議員から、新学習指導要領への対応について、新学習指導要領の概要、変更点、授業時数、障害のある児童生徒への指導・支援のほか、教職員の負担について質問がございました。

市教委では、指導計画作成の参考となる教育課程編成の指針を作成し、教職員の業務軽減を図ること、新たに始まる内容への十分なサポートを行うなど、新学習指導要領の全面実施に対応する負担や負担感を軽減する取組について答弁しております。

公明党の高花議員からは、教育問題についてとして2点、SDGs教育についてと学習用具の持ち運びについての質問がございました。

SDGs教育については、教育活動について、SDGsの17の目標の視点で捉え教育課程を工夫するなど、急激な変化が予測されている今後の社会において、児童生徒が持続可能な社会の担い手となるよう学習の充実に取り組む旨をお答えしています。

学習用具の持ち運びについては、昨年10月の第2回定例市議会での質疑を受け、市教委では各学校に児童生徒の健康や安全に配慮した学習用具等

の持運びに関する工夫例を示し、各学校においては、それぞれの実情に応じた工夫や決まりの設定に取り組んでいることをお答えしました。

無所属の佐藤議員からは2点、本市の拉致問題に対する取組と小学校における水泳教育についての質問がございました。

拉致問題については、拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の取扱いとして、各学校で活用が図られていること、また、今後については、国からも学校教育において拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進することが示されていることから、新学習指導要領に基づき各学校に配付する教育課程編成の指針に位置付けて、各学校に指導・助言することをお答えしました。

水泳教育については、教員個々の実技指導の技能差に関わるお尋ねでしたが、各学校においては堪能な教員との複数体制や堪能な教員が専科的に指導を行う工夫をしていること、今後は指導補助の人材の活用について検討することについてお答えしています。

公明党の室井議員からは、社会教育部にも関わるものでしたが、市有文化施設の利活用について、学校教育部には、教育活動で文化施設を活用する効果について、また、活用する場合の課題について質問がございました。

社会に開かれた教育課程の実現には、地域にある文化施設を活用することは意義があり、多様な文化施設を有する旭川市において、それらの活用は、児童生徒の学習の興味・関心を高め、ふるさとの歴史や文化について理解を深めるために望ましいことである一方、移動時間を含めた授業時数の確保が難しい現状もあることをお答えしています。

続いて、平成30年度決算に関わる大綱質疑が9月24日に行われました。質問者3名中、学校教育部には1名からの質問がございました。

日本共産党の石川議員からは、少人数学級編制についての質疑がございました。旭川市では、かねてから30人学級の実施と35人学級のモデル実施をしていたところ、平成30年度から32人、37人の編制に変更して少人数学級編制事業を実施しているところですが、道教委が小学3、4年生を対象に35人以下の少人数学級導入の検討をしていることの新聞報道等があったことにより、1、2年生を30人学級に戻すべきではないかとの提案がありました。

本市としては、道教委の詳しい情報が得られていないこともあり、道教委の動向を注視していくこと、新学習指導要領の全面实施や働き方改革に関する外部人材の配置拡大も考慮して、教育上の優先順位を見極めた事業の検討が必要であることをお答えしています。

続いて、決算審査特別委員会総務経済文教分科会での質疑が9月26日から10月2日までの5日間で行われ、質問者12名中、学校教育部には5名から質問がございました。

分科会においては、学校施設設備や修繕については3名から質問があり、日本共産党の能登谷委員からは、増改築、耐震化、修繕要望、アスベスト対策について、無所属の横山委員からは、エアコンの設置状況について、無党派Gのひぐま委員からは、太陽光パネルの費用対効果についての質問がございました。

安心・安全な教育環境の確保は非常に大事なことであり、しっかりと取り組んでいく必要がありますが、それぞれ多額の費用を要することから、厳しい財政下においては、それらをごく短期間で進めていくことは難しい状況にあり、着実に進めていくためにも優先順位や費用対効果を考えながら最大限の努力をしていくことをお答えしています。

また、少人数学級編制については、無所属の横山委員から、大綱質疑に引き続いて日本共産党の石川委員から質問がございました。2名とも北海道や札幌市の動向を受け、今後の見通しをどう持っているのかのお尋ねでした。

今後の道教委の動向に注視すること、事業の在り方の検討に当たっては、全体での教育効果や優先順位など検討し、学校とも協議していくことをお答えしています。

そのほか、無党派Gの上野委員から新学習指導要領に関係し国際理解教育推進費について、ほか、無所属の横山委員から特別支援教育補助指導員、学校司書、スクールカウンセラーの配置について、ほか、日本共産党の石川委員から義務教育に伴う保護者負担について、ほかの質問があったところ です。

学校教育部の報告は以上です。

引き続き、社会教育部関係の部分を御報告いたします。

まず今回、第3回定例市議会には、各施設の使用料の値上げについての議案を提出していたところでございます。そこで補正予算等審査特別委員会においては2名から質疑がございまして、自民党・市民会議の上村委員から大型公共施設の料金改定について、特に文化ホールの料金改定について質疑があったところでございます。さらに日本共産党の石川委員からは公民館の使用料等の見直しについて質疑がございました。

次に一般質問でございますが、5名から質問がございまして、日本共産党の能登谷議員から、文化芸術ゾーンの形成と常磐公園周辺の施設整備についてという項目の中で、常磐公園周辺の文化芸術施設等の状況についての質問がございまして、自然を散策しながら芸術にも触れることができる、市内でも貴重な空間となっていることなどについて答弁しております。また、常磐公園の役割とインフォメーション機能につきましては、野外彫刻に限定したものとなりますが、彫刻美術館では野外彫刻の清掃ボランティアグループである旭川彫刻サポート隊の編集により、毎年旭川野外彫刻たんさくマップを発行し、買物公園から7条緑道を経て常磐公園に至るルートを、野外彫刻を鑑賞するモデルコースの1つとして紹介していること、またそのマップは彫刻美術館のほか、彫刻美術館ステーションギャラリーや旭川観光物産情報センター、旭川観光コンベンション協会などに備え置いてあることなどについて答弁をしております。

公明党の高花議員から、成人式の開催についてという項目で、今後の参加対象年齢についての質問がございました。

開催日の変更につきましては、新成人の方々が参加しやすく、式の後にも家族や友人とゆっくりくつろげる時間を確保することがよいと考え、3連休の中日に開催することを成人を祝うつどい実行委員会で検討した結果、決定したこと、開催日の変更を令和3年からとした理由につきましては、既に着付け等の予約を済ませるなど、相当前から準備している方もいると聞いており、着付けや理容、美容などの業界関係者からも十分な周知期間を取ってほしいという要請もあり、2年後からとしたこと、また対象年齢につきましては国の動向に注視しつつ、教育委員や社会教育委員などに意見を聞きながら早急に検討し、できれば来年中には結論を出せるよう取り組むことなどについて答弁をしております。

民主・市民連合の江川議員から、図書館の選書等についての質問がございまして、資料収集方針として、図書館法に基づく公共図書館として、市民の利用に應えるため、利用者のニーズや社会的動向に配慮し、市民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に資する資料を体系的に幅広く収集することを軸とした旭川市図書館資料収集方針を定め、これに基づいた資料収集を行っていること、また選書については様々なジャンルの資料を図書館全体の蔵書構成を見ながら、満遍なく購入するよう努めており、中央図書館、地区館では、一般書、児童書などカテゴリー毎に複数の職員による選書会議を週1回行い、購入資料を選定していることなどについて答弁をしております。

また、緑が丘地域活動センター内の図書コーナーについては、地域ボラ

ンティアによる運営であり、オープン後当分の間は、開設時の運営自体を図書館職員が主体となって行い、子ども向けのイベント等で協力いただくことを想定しており、まずは運営を軌道に乗せることを優先としつつ、運営を行う上で御意見をいただきながら、図書館としてできる限りのバックアップの下、運営の在り方について随時検討していくことなどについて答弁しております。

自民党・市民会議の林議員から、リベラルな図書選択について質問がございまして、公益社団法人日本図書館協会が1954年に採択、1979年に改訂した図書館の自由に関する宣言を尊重して作成いたしました、先ほどの旭川市図書館資料収集方針に基づき選書・資料収集を行っていること、図書館は、利用者の知る権利に応える場であり、図書館の自由に関する宣言に述べられているように、多様な観点から資料を収集するとともに、思想的、宗教的、党派的立場によって資料を排除することはなく、また、個人的な関心や好みによって選択するものでもなく、いかなる政治的立場にも立たない施設であること、幅広い資料収集の観点から、市場に流通しているものについては、分け隔てなく資料収集を行い、中立であるよう心掛け、利用者には様々な立場や考え方の人がいることを踏まえ、慎重な選書を引き続き行っていくことなどについて答弁しております。

公明党の室井議員から市有文化施設の利活用について質問があり、本市は、彫刻美術館や文学館など文化芸術に関する施設をはじめ、博物館や科学館など他に誇れる施設を有し、こうした施設において、児童生徒が、旭川の文化や芸術、歴史や自然への理解を深める学習をすることは、生まれ育ったふるさとへの愛着と誇りを育む上で、大変重要なことであると認識していること、また学校教育と社会教育の連携を密にし、一つ一つ課題の改善に努め、1人でも多くの児童生徒に社会教育施設での学習に利用していただけるよう、取組を進めていくことなどについて答弁しております。

決算審査特別委員会総務経済文教分科会において、4名から質疑がありました。

自民党・市民会議の菅原委員から、ジオパーク構想推進費について、無所属の横山委員から、市民ギャラリーについて、アイヌ語地名表示看板について質疑があったところでございます。民主・市民連合の宮崎委員から、シニア大学について質疑がございました。無党派Gのひぐま委員から、井上靖記念館について質疑があったところであり、その利活用あるいは事業等について今後とも考えていくことを答弁しております。

教 育 長

報告事項(1)「令和元年第3回定例市議会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。

成人を祝う会の日程につきましては、再来年度から成人の日の前日に実施をするということになります。また、対象年齢の問題がありまして、20歳なのか18歳なのか、こちらも来年度中にと一定の目安をつけて答弁しておりますので、しっかりと考え方を整理し、教育委員会会議でお諮りする機会があると思っております。

他に御意見、御質問等がありますか。

各 委 員
教 育 長

ありません。

それでは、報告事項(1)「令和元年第3回定例市議会の報告について」は、報告を受けたこととします。

《 そ の 他 》

教 育 長
各 委 員
事 務 局

他に、何かありますか。

ありません。

ありません。

《 秘 密 会 》

教 育 長

ここからは、秘密会といたします。
ここで皆さんにお諮りいたします。

議案第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」、議案第2号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（2）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。

各 委 員 長
教 育 員 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」、議案第2号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（2）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、会議録には概要を記載することといたします。

<議案第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」>

令和元年12月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<議案第2号「旭川市図書館協議会委員の任命について」>

令和元年12月1日から令和3年11月30日までを任期とする旭川市図書館協議会委員として任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

令和元年10月18日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和元年10月15日から同年11月11日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和元年9月30日から同年10月10日付けまでの北海道教育委員会に対し内申した旭川市立小中学校教職員人事について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告事項（2）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」>

令和元年9月17日付けで行った旭川市立学校職員の処分内申について、北海道教育委員会が同年11月7日付けで決定した処分内容の報告を受けた。

教 育 長

次に、報告事項（3）「高台小学校における事故について」、報告願います。

学校施設課長	<p>本件は、本年2月7日午後6時33分頃、野球少年団に所属する相手方が、当該校の体育館にてノックの練習を受けていた際に捕球を試みてスライディングしたところ、ユニフォームが体育館床の木材に引っかかり、床材がめくり上がり、相手方が負傷するとともにユニフォームが破損した事故でございます。</p> <p>過失の割合は、市が100%であり、損害賠償の額を治療費、通院交通費、休業損害、慰謝料、ユニフォーム代の合計額178,436円と定め、10月23日に地方自治法第180条第1項の規定による専決処分を行い、10月24日に示談が成立しております。なお、事故後の安全対策としまして、4月19日付けで各学校に対し、体育館の床材の安全点検の強化や適切な維持管理方法などに関する通知を行い、再発防止を図ったところでございます。</p> <p>なお、この件につきましては、第4回定例市議会におきまして専決処分の報告をすることとなっております。</p>
教 育 長	報告事項(3)「高台小学校における事故について」、御意見、御質問等ありますか。
滝 山 委 員	学校内での事故だと、保険に入っていると思うのですが、それは適用されないのですか。
学校施設課長	市で加入している全国市長会学校災害賠償補償保険が適用されることになっております。
滝 山 委 員	個人や団体などで他の保険にも入っていることがありますよね。
学校施設課長	はい。スポーツ団体のほうでも保険に加入しているのですが、今回は市の施設ということで市が賠償することになっております。
滝 山 委 員	分かりました。
教 育 長	使用するに当たっても、今後とも注意をしまいたいと思っております。
各 委 員	他に御意見、御質問等ありますか。
教 育 長	ありません。
教 育 長	それでは、報告事項(3)「高台小学校における事故について」は、報告を受けたこととします。
教 育 長	次に、報告事項(4)「東陽中学校における事故について」、報告願います。
学校施設課長	<p>本件は、本年8月26日午前10時15分頃、同校の用務員が学校敷地内で刈払機を使用し草刈り作業を行っていた際に跳ね飛ばした小石が、隣接する道路に駐車していた相手方車両に当たり、破損させた事故でございます。過失の割合は、市が100%であり、損害賠償の額を車両修理費及び代車費用の合計額243,829円と定め、11月1日に地方自治法第180条第1項の規定による専決処分を行い、11月18日に示談が成立しております。なお、今後の事故防止策として、用務員が行う草刈り作業を学校管理者による承認制に変更するとともに、各用務員に対しては安全な作業方法などに係る個別の指導を実施したところであります。また、緊急に教頭会議を開催し、改めて注意喚起を行うとともに、用務員の指導、監督に必要な草刈り作業に関わる講習を実施したところであります。</p> <p>この件につきましても、第4回定例市議会におきまして専決処分の報告をすることとなっております。</p>
教 育 長	報告事項(4)「東陽中学校における事故について」、御意見、御質問等ありますか。
本 田 委 員	同じ事例が過去にあつて、市職員にあつては十分注意のことと、複数人で対応することなどが定められていたと記憶していますが、各学校においても一層注意していただきたいなと思います。加えて、そこを登下校する子どもたちへの安全も配慮することということも含めて、お話をいただければと思います。続かないことを切にお願いしたいなと思います。

教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>マニュアルを作って各学校に配付して、職員が各学校に出向いてその運用方法も指導していたということですが、結果的に各作業者にそれが徹底されておらず、事故防止の取組はしていたけれど、浸透していなかったというところは十分反省すべき点だと思います。個人の判断ではなくて、学校の管理職が今日どういう仕事をするのか把握して、そのたびに注意喚起をして、作業をしていただくというようなところまで今回指導しておりますけれども、徹底をしていければと思います。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
各 教 育 長	<p>それでは、報告事項（４）「東陽中学校における事故について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（５）「庁用自動車による交通事故について」、報告願います。</p>
岩崎学校教育部次長	<p>本件は、１０月２５日に市内東５条１丁目の旭川市立明星中学校敷地内駐車場において、学務課職員が運転する庁用の軽乗用車が駐車しようとしたところ、目測を誤り駐車中の車両と接触し、双方の車両が破損したものであります。過失の割合は、市が１００％でございまして、損害賠償の額を５０，６８８円と定め、１１月１９日に地方自治法第１８０条第１項の規定による専決処分を行い、示談が成立いたしました。交通安全につきましては、日頃から、職員に対して注意喚起しているところでございますが、今後とも一層、周知徹底を図り、交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。</p>
石原学校教育部次長	<p>本件は、８月２７日に市内東旭川町上兵村の東旭川公民館及び東旭川農村環境改善センター共用駐車場において、学校保健課職員が運転する庁用の小型乗用車が後退したところ、駐車中の車両と接触し、双方の車両が破損したものであります。過失の割合は、市が１００％でございまして、損害賠償の額を４６９，６１６円と定め、１０月１５日に地方自治法第１８０条第１項の規定による専決処分を行い、示談が成立いたしました。交通安全につきましては、日頃から、職員に対して注意を喚起しているところでございますが、今後とも一層、周知徹底を図り、交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、以上２件につきましては、第４回定例市議会で専決処分の報告を行う予定です。</p>
教 育 長	<p>報告事項（５）「庁用自動車による交通事故について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
本 田 委 員	<p>駐車場自体、案外狭いなという感想を持っていたので、多分その狭さでぶつけている可能性があると思いました。</p>
教 育 長	<p>私も学校を一通り訪問しましたが、学校の駐車場は本当にいろいろな形態があって、しかも時期によっては大変狭いので、最善の注意がいると思います。</p>
本 田 委 員	<p>十分、利用する側も利用されている方も注意していただきたいと思ます。</p>
教 育 長	<p>児童生徒の飛び出しにも注意を払う必要があります。</p>
本 田 委 員	<p>他の自治体で、出勤途中に自校の児童と接触してしまった例もあったので十分気を付けていただけたらと思います。</p>
教 育 長	<p>いただいた御意見を十分に踏まえながら、安全管理の徹底に努めていきたいと思ます。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
各 教 育 長	<p>それでは、報告事項（５）「庁用自動車による交通事故について」は、報告を受けたこととします。</p>

教
各
事
教

育
委
務
育

長
員
局
長

《 そ の 他 》

他に、何かありますか。

ありません。

ありません。

それでは、以上で令和元年11月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》